



令和4年度都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程



入学者への端末購入支援金補助FAQ

端末購入支援金って何？

令和4年度に都立高等学校に及び都立中等教育学校後期課程に入学・進級する方が、東京都教育委員会が委託する事業者からタブレットや端末を購入する際の保護者負担額を原則3万円以内にする補助金で、以下の3つのメニューがあります。

- ① 保護者負担定額補助（保護者負担額が30,000円になる補助）
- ② 多子世帯補助（多子世帯の方の保護者負担額が15,000円になる補助）
- ③ 給付型奨学金（端末購入補助）（対象世帯の保護者負担額が0円になる補助）

保護者負担定額補助だけを申請したいけれど、どうすればいいの？

保護者負担定額補助のみの申請を希望される方は、Sky株式会社の端末購入サイト「ご購入手続き」のページで、以下の1か所にチェック（）をしてください。

1.保護者負担定額補助（端末1台につき保護者負担額が30,000円になる補助）

申請する場合はチェック **必須**

多子世帯補助を申請したいけれど、どうすればいいの？

※多子世帯補助は、保護者負担定額補助の支給対象者のうち、保護者等が扶養する令和4年4月1日現在23歳未満の子等が3人以上いる世帯が支給対象です。

- 1 多子世帯補助を希望する方は、Sky株式会社の端末購入サイトの「ご購入手続き」のページで、以下の2か所にチェック（）をしてください。

1.保護者負担定額補助（端末1台につき保護者負担額が30,000円になる補助）

申請する場合はチェック **必須**

2.多子世帯補助（同保護者負担額が15,000円になる補助）

※ 多子世帯：保護者等が扶養する令和4年4月1日現在23歳未満の子等が3人以上いる世帯をいう。

該当する場合はチェック **任意**

- 2 多子世帯補助の支給対象であることを確認するため、入学する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室に以下の書類を**必ず**ご提出ください。

- (1) 端末購入支援金（多子世帯補助）扶養親族等状況届
- (2) 健康保険証の写し（生徒及び生徒の兄弟姉妹分）

※ 上記資料が期限までに提出されない場合は、多子世帯補助は支給されません。

※ 多子世帯補助と給付型奨学金(端末購入補助)の両方が対象となる場合は、給付型奨学金(端末購入補助)が優先して適用されます。

給付型奨学金(端末購入補助)を申請したいけれど、どうすればいいの？

※給付型奨学金(端末購入補助)は、保護者負担定額補助対象者のうち、生活保護受給世帯又は令和3年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満の世帯（非課税世帯を含む。）が対象です。

- 1 給付型奨学金(端末購入補助)の申請を希望される方は、S k y 株式会社の端末購入サイト「ご購入手続き」のページで、「1.保護者負担定額補助」の1か所にチェック（☑）を入れてください。

1.保護者負担定額補助 (端末1台につき保護者負担額が30,000円になる補助)

申請する場合はチェック **必須**

- 2 給付型奨学金(端末購入補助)は紙での申請が必要ですので、入学する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室に以下の書類を**必ず**ご提出ください。

□都立高等学校等端末購入支援金(給付型奨学金(端末購入補助))交付申請書

※1 給付型奨学金（端末購入補助）の申請に当たっては、「令和4年度東京都立高等学校等給付型奨学金」の申請が必要です。

※2 「令和4年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度」の認定結果を活用しますので、所得等のわかる書類について、ご提出は不要です。

※3 給付型奨学金の詳細は、「令和4年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」

購入するタブレットや端末の金額は一旦全額を支払わないといけないの？

本補助金の申請をいただいた方は、対象となる端末購入支援金を充当した後の金額（30,000円以内）をお支払いいただきます。

この補助金は現金でもらえるの？

本補助金は、本補助金の申請をいただいた方から補助金の受領等を委任されたS k y 株式会社に支払います。申請者に、直接現金を支給するものではありません。

どの補助金の対象になったか、いつわかるの？

7月頃までに、東京都から「負担額通知書」が郵送で届きますので、そちらでご確認ください。

自宅にある端末を持ち込んでも補助金はもらえるの？

ご自宅で既に保有しているタブレットや端末を持ち込む場合は、本補助金の対象になりません。

お問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎16階南側

東京都教育庁総務部教育政策課CYOD整備支援担当

☎ 03(5320)7477（月～金曜日9:00～17:45（祝日を除く。））